

## 第12回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日時 2018年11月28日(水)  
(平成30年)

18時30分から

場所 藤沢市役所本庁舎 5階  
5-3会議室

- 1 専門部会の再編について
- 2 藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱等について
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 その他

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員名簿

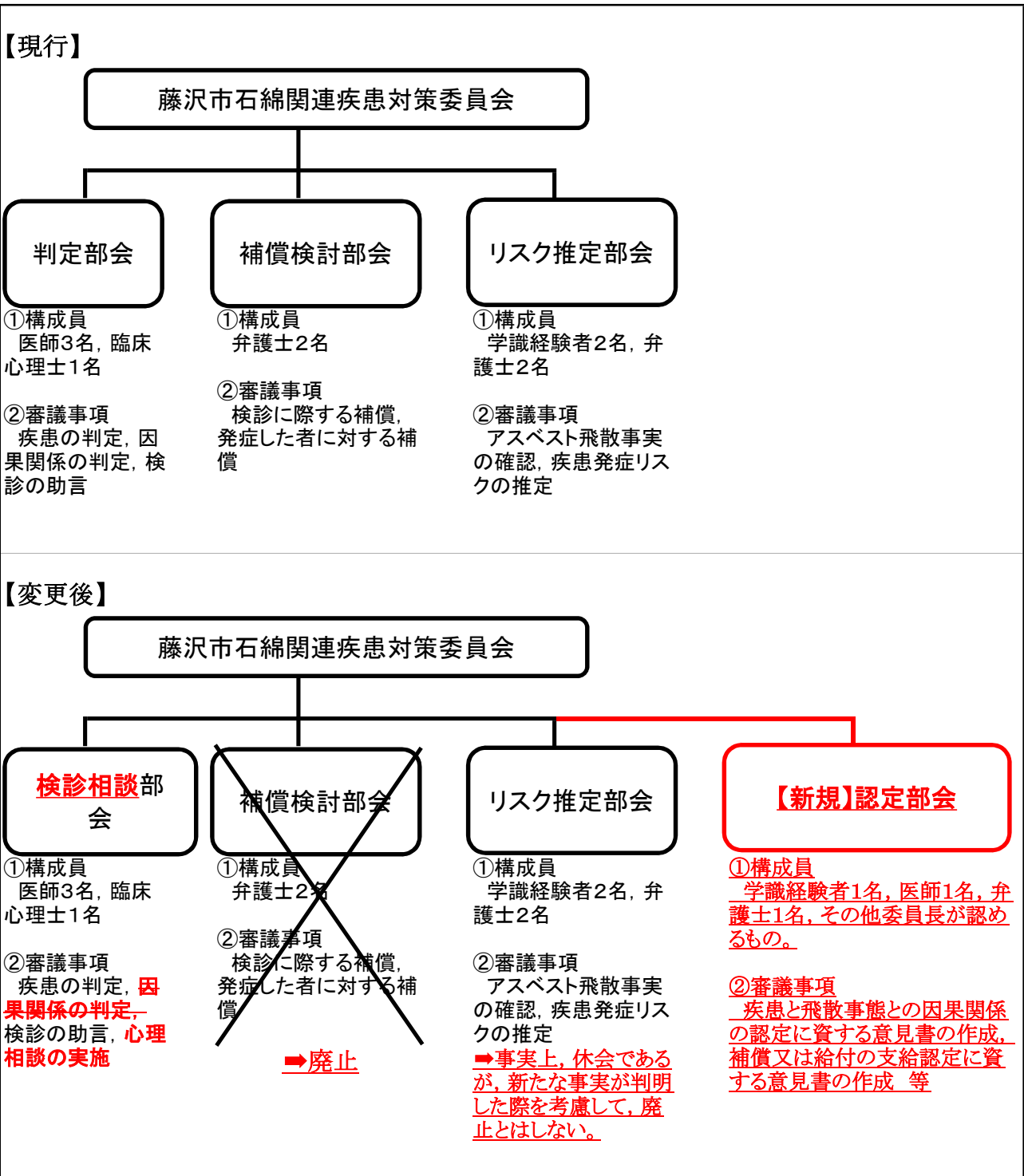
NO	氏名	氏名（読み）	選出母体	職名	出欠
1	村山 武彦	むらやま たけひこ	東京工業大学（教授）	学識経験者	出
2	永倉 冬史	ながくら ふゆし	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者	出
3	名取 雄司	なとり ゆうじ	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師	出
4	吉村 信行	よしむら のぶゆき	藤沢市医師会	医師	出
5	塩見 和	しおみ かず	北里大学病院呼吸器外科	医師	欠
6	清水 朋子	しみず ともこ	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士	出
7	牛島 聡美	うしじま さとみ	東京弁護士会	弁護士	出
8	久保 博道	くぼ ひろみち	神奈川県弁護士会	弁護士	出
9	有蘭 和子	ありぞの かずこ	浜見保育園関係者	市民	欠
10	赤堀 葉子	あかぼり ようこ	浜見保育園関係者	市民	出

## 藤沢市石綿関連疾患対策委員会 専門部会の再編について

最終報告書を受け、市としての対策が決定されたことに伴い、委員会及び専門部会に求められる役割等にも、変化が生じている。

そのため、今後の対策における役割に応じた体制とするため、専門部会の改廃等を行う。

主な変更点として、これまでの判定部会を検診・相談に特化させるとともに、因果関係の認定等を行う部会を新たに設けるもの。



## 藤沢市石綿関連疾患検診・健康相談部会設置要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>藤沢市石綿関連疾患<u>検診・健康相談部会</u>設置要領</p> <p><b>(趣旨)</b>  第1条 藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下、「委員会」という。）は、石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者（以下、「石綿ばく露関係者」という。）<u>に対する</u>検診及び<u>石綿ばく露関係者からの心理相談等に対応</u>するため、委員会に藤沢市石綿関連疾患<u>検診・健康相談部会</u>（以下、「<u>検診部会</u>」という。）を設置する。</p> <p><b>(組織)</b>  第2条 <u>検診部会</u>の部会員は、次の各号に掲げる者<u>のうちから委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者</u>をもって組織する。  (1) 医師。ただし、必ず複数とする。  (2) 臨床心理士  (3) その他、委員長が必要と認める者</p> <p>2 <u>検診部会</u>には部会長を<u>置く</u>。<u>部会員の</u>互選によりこれを定める。</p> <p><b>(会議)</b>  <b>第3条</b> 委員長は、必要があると認めるときは、<u>検診部会の会議</u>を招集することができる。</p>	<p>藤沢市石綿関連疾患判定部会設置要領</p> <p><b>(目的)</b>  第1条 藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下、「委員会」という。）は、石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者（以下、「石綿ばく露関係者」という。）の検診及び問診結果の医事的事項について判定するため、委員会に藤沢市石綿関連疾患判定部会（以下、「判定部会」という。）を設置する。</p> <p><b>(組織)</b>  第2条 判定部会の部会員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。  (1) 医師。ただし、必ず複数とする。  (2) 臨床心理士  (3) その他、委員会委員長（以下、「委員長」という。）が必要と認める者</p> <p>2 判定部会には部会長を置くことができる。必要な場合は部会員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 委員長は、必要があると認めるときは、判定部会を招集することができる。</p>

2 部会員は、委員長に検診部会の会議の招集を求めることができる。

(判定事項)

第4条 検診部会は、次の各号に掲げる事項について判定し、委員会に報告する。

(1) 石綿ばく露関係者に対する、石綿関連疾患の有無及びその種別

(2) 石綿関連疾患の発症が認められた石綿ばく露関係者に対する今後の方針等

【削除】

【削除】

(3) その他、委員長が必要と認める事項

【削除】

【削除】

(心理相談)

第5条 検診部会は、市長が石綿ばく露関係者からの求めに応じて

4 部会員は、委員長に判定部会の招集を求めることができる。

(検討事項)

第3条 判定部会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

(1) 石綿関連疾患の判定

(2) 石綿関連疾患と市有施設でのばく露との因果関係の判定

(3) 石綿ばく露関係者等に対する検診等の助言

(4) その他、委員長が必要と認める事項

(結果通知)

第4条 判定部会は前条第1号及び第2号の検討結果について、委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第5条 必要があると認めるときは、部会員以外の石綿ばく露関係者等を判定部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

健康相談又は心理相談等を実施する場合には、当該相談等の場に部会員を派遣し、これに対応する。

(検診)

第6条 検診部会は、市長が実施する、石綿ばく露関係者に対する検診等について、助言等を行う。

(庶務)

第7条 **検診**部会の庶務は、総務部行政総務課において総括し、及び処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、**検診**部会において審議し、決定する。

附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

(庶務)

第6条 判定部会の庶務は、総務部行政総務課において総括し、及び処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、判定部会において審議し、決定する。

附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 藤沢市石綿関連疾患認定部会設置要領

### (趣旨)

第1条 藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下「委員会」という。）は、藤沢市が所管する施設において石綿が飛散した可能性のある事案（以下「石綿飛散事案」という。）に関し、その飛散した石綿にばく露した可能性のある関係者（以下「石綿ばく露関係者」という。）が石綿関連疾患を発症した際に、石綿飛散事案と当該疾患との因果関係を審査するため、委員会に藤沢市石綿関連疾患認定部会（以下「認定部会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 認定部会の部会員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会委員長が（以下「委員長」という。）が指名する者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 弁護士
- (4) その他、委員長が必要と認める者

2 認定部会には部会長を置く。

3 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

### (会議)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、認定部会の会議を招集することができる。

2 部会員は、委員長に認定部会の会議の招集を求めることができる。

### (調査)

第4条 認定部会は、委員長からの求めに応じ、次の事項について調査を行う。

- (1) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者の職歴に関する事項
- (2) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者の生活歴に関する事項
- (3) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者の家族に関する事項
- (4) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者と石綿飛散事案との関係性
- (5) その他、部会長が必要と認める事項

2 前項の調査については、第2条第1項第4号に定める部会員が担うものとする。

### (審査事項)

第5条 認定部会は、前条の調査結果に基づき、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 石綿ばく露関係者が発症した石綿関連疾患と石綿飛散事案との因果関係
- (2) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者に対する補償の実施及びその内容

- (3) 石綿関連疾患を発症した石綿ばく露関係者に対する給付金の支給
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(意見書)

第6条 認定部会は、前条の審査結果を意見書（第1号様式）として委員会へ報告する。

2 前項の意見書は、第2条第1項第1号から第3号までに定める部会員が作成することとする。

(関係者の出席)

第7条 認定部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の石綿ばく露関係者等の認定部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(助言)

第8条 認定部会は、委員長から求めがあった場合には、第5条に定める審査に際する基準等の作成について助言等を行う。

(庶務)

第9条 認定部会の庶務は、総務部行政総務課において総括し、及び処理する。

2 総務部職員課及び子ども青少年部保育課は、前項の規定による庶務の処理を補助する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、認定部会において審議し、決定する。

附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。



第1号様式（第6条関係）

年（平成 年） 月 日

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員長

意見書

次のことに関する，藤沢市石綿関連疾患認定部会としての意見を報告します。

1 対象者情報

氏名	
住所	
生年月日	
対象疾患	

2 審査結果

起因性あり ・ 起因性なし ・ 起因性不明

3 理由及び意見

以上

## 藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 検診（第8条～第12条）
- 第3章 補償・給付（第13条～第18条）
- 第4章 見舞金（第19条～第24条）
- 第5章 補則（第25条～第28条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、昭和47年4月から平成19年8月までの期間（以下「対象期間」という。）において、藤沢市立浜見保育園（以下「保育園」という。）でアスベスト飛散による健康被害の疑いが生じていることに伴い、対象期間の入所園児（以下「園児」という。）を対象に本市が実施する健康被害対策（以下「対策」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

##### （委員会）

第2条 市長は、対策を実施するに当たって必要な事項について、藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下「委員会」という。）と協議の上、対策を策定し実施するものとする。

##### （対象期間の区分）

第3条 対象期間は、次のとおり区分する。

- （1）昭和47年 4月～昭和59年10月 吹付けアスベストが露出
- （2）昭和59年11月～昭和60年 2月 改修工事
- （3）昭和60年 3月～平成11年 3月 囲い込み期間
- （4）平成11年 4月～平成16年 3月 雨漏り
- （5）平成16年 4月～平成18年 2月 雨漏り・天井板外し等
- （6）平成18年 3月～平成19年 8月 囲い込み期間（防水工事から除去まで）

##### （在園管理台帳）

第4条 市長は、園児の氏名、生年月日、在園時の住所、現在の住所、電話番号等の連絡

先、保育園在園期間、既往歴及び保護者氏名を記載した在園管理台帳（第1号様式）を整備し、永年保存するものとする。

（園児の確認）

第5条 市長は、在園当時の名簿が存在しないことなどにより、在園したことの特定が困難な場合は、在園確認申出書（第2号様式）及び在園を証明する資料の提出を求め、別に定める在園に係る確認基準により判定するものとする。

（情報提供）

第6条 市長は、ニュースレター及びホームページ等により、園児に対して情報提供に努めるものとする。

（健康相談）

第7条 市長は、園児のうち希望者に対して、藤沢市石綿関連疾患検診・健康相談部会（以下「検診相談部会」という。）により、健康相談及び心理相談を実施するものとする。

## 第2章 検診

（対象者）

第8条 検診の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号（ただし、在園期間が1年以下の場合を除く。）及び第5号に規定する期間に在園した園児のうち、検診実施時点において在園の初年から20年以上経過し、かつ、20歳以上のもの（以下「検診対象園児」という。）とする。

2 市長は、あらかじめ検診計画を策定し、周知を行い、海外等の本市から遠い場所に居住している検診対象園児に対しても、計画的に検診が受けられるよう、配慮するものとする。

（胸部X線写真の取得）

第9条 市長は、検診対象園児に対し検診実施案内を送付し、検診対象園児のうち、検診を受けようとするものは、市長に受診することを申し出るものとする。

2 読影に使用する胸部X線写真は、検診対象園児が当該年の職場等の健診時等に撮影したものを使用することとし、市長は当該胸部X線写真を検診対象園児又は医療機関等から取得するものとする。

3 前項の規定による取得ができない場合は、市長は、検診対象園児に対しレントゲン撮影機会を提供し、胸部X線写真を取得するものとする。

(読影及び判定)

第10条 前条第2項及び第3項において取得した胸部X線写真については、最低年1回、検診相談部会を開催し、読影を行い、胸膜プラーク（肥厚斑）及び肺がんの有無について判定する。

2 市長は、検診相談部会によって判定した結果について、判定後1カ月以内に、検診相談部会が作成した画像診断報告書により検診対象園児へ通知するものとする。

(費用負担)

第11条 第9条第2項における、市長に提出するための胸部X線写真の取得等に要した費用については、市が負担するものとする。

2 市長は、検診対象園児のうち第9条第3項における撮影機会においてレントゲン撮影を行った者に対し、検診手当及び交通費として、一律4,000円を支給するものとする。

(費用の申出)

第12条 前条第1項の費用については、医療機関等への支払いは医療機関等からの請求書により、検診対象園児への支払いは市長が指定する日までに提出された、検診対象園児からの胸部X線写真取得費用申出書（第3号様式）及び領収書等によって支出する。

2 前条第2項の費用については、検診終了時に検診対象園児から提出されたアスベスト関連疾患検診受診報告書（第4号様式）によって支出する。

### 第3章 補償・給付

(対象者)

第13条 補償・給付の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号（ただし、在園期間が1年以下の場合を除く。）及び第5号に規定する期間に在園した園児のうち、アスベスト関連疾患を発症したもの（以下「補償・給付対象園児」という。）とする。

(補償・給付)

第14条 藤沢市石綿関連疾患認定部会（以下「認定部会」という。）において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患（中皮腫、原発性肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水及びその他世界保健機関（WHO）の一機関の国際がん研究機関（IARC）がアスベスト関連疾患と認めるもの。以下同じ。）が保育園におけるアスベスト事案に起因するものと認定された場合は、補償金を支払うものとする。

2 認定部会において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患が保育園におけるアスベスト事案に起因性が認められないと認定されたものの、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支払うものとする。

(補償・給付の内容)

第15条 補償金の内容は次のとおりとし、支払いの額については別に定める基準によるものとする。

- (1) 治療費
- (2) 休業補償
- (3) 葬祭費
- (4) 弔慰金
- (5) 遺族補償

2 給付金の額は、1,000,000円とする。

(補償・給付の申出手続き)

第16条 補償・給付対象園児で補償・給付を受けようとする者は、アスベスト健康被害対策補償・給付申出書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 医療機関等の診断書
- (2) 職歴・家族歴・居住歴申出書(第6号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項第2号の職歴・家族歴・居住歴申出書による本人同意の取得により、補償・給付対象園児又はその親族からの聞き取り調査を弁護士等の専門家に依頼し、補償・給付対象園児に係る調査資料を作成するものとする。

(補償・給付の認定)

第17条 市長は、前条の規定により、申出があったときは、受領後2カ月以内に認定部会の開催を依頼するものとする。

2 認定部会による認定は、別に定めるアスベスト起因性認定基準によるものとする。

(補償・給付の決定)

第18条 市長は、前条による認定結果に基づき、補償・給付に係る決定を速やかに行い、アスベスト健康被害対策補償・給付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

る。

#### 第4章 見舞金

(対象者)

第19条 見舞金の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する期間に在園した園児（以下「見舞金対象園児」という。）とする。

(見舞金)

第20条 見舞金対象園児に対し、アスベスト関連疾患発症のおそれによる不安な思い、及び事案発生から対策構築まで長期間を要したこと等により、見舞金を支払うものとする。

(見舞金の額)

第21条 見舞金の額は、10,000円とする。

(見舞金の申請手続き)

第22条 見舞金の支給を受けようとする見舞金対象園児は、本人確認書類を添付して、アスベスト健康被害対策見舞金申請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 見舞金の申請期間については、本要綱施行後、第3条第1号及び第2号に規定する期間の見舞金対象園児を除き、5年間とする。

(見舞金の判定)

第23条 前条の規定により申請があったときは、保育課において、本人確認書類及び在園管理台帳により、見舞金対象園児であるか判定するものとする。

(見舞金の決定)

第24条 市長は、前条により見舞金対象園児と判定した場合は、速やかにアスベスト健康対策見舞金決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

#### 第5章 補則

(対策の見直し)

第25条 保育園におけるアスベスト事案に関し、新たな事実が判明した場合、又は医療技術の進歩により検診手法の見直し等があった場合については、市長は委員会に助言を求め、委員会の検討結果に基づく対策を講じるものとする。なお、対策の見直しにあたっては、園児及びその保護者に対し、周知するとともに、ホームページ等による周知も

行うものとする。

(改正手続)

第26条 市長は、この要綱の改正を行うときは、事前に委員会と協議し、その結果に基づいて改正を行うものとする。ただし、法改正に伴う用語の変更又は組織改正に伴う組織名称の変更に係る改正については、この限りでない。

(事務担当)

第27条 対策の実施に係る事務は、子ども青少年部保育課が行うものとする。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、対策の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

在園管理台帳

台帳管理番号

園児に関する情報	
ふりがな 園児氏名	※旧姓 ( )
生年月日	西暦 年 月 日生
在園時の住所 ・連絡先	〒 TEL
現在の住所 ・連絡先	〒 TEL E-mail
転居後の住所 ・連絡先1 (転居日 . . )	〒 TEL E-mail
転居後の住所 ・連絡先2 (転居日 . . )	〒 TEL E-mail
保育園在園期間	西暦 年 月～ 年 月
既往歴	

保護者に関する情報	
ふりがな 保護者氏名	

在園確認の記録	
確認日	西暦 年 月 日
確認文書等	



第2号様式（第5条関係）

藤沢市長

在園確認申出書

次のとおり、在園を証明する資料等を添えて、藤沢市立浜見保育園の在園確認を申し出ます。また、記載内容について、市が調査することに同意します。

ふりがな	
園児氏名	※旧姓（ ）
生年月日	年 月 日生
在園時の住所 ・連絡先	〒  TEL ( )
現在の住所 ・連絡先	<input type="checkbox"/> 上記に同じ。※異なる場合は、記載してください。 〒  TEL ( ) E-mail
保育園在園期間	年 月～ 年 月
在園を証明する資料	<input type="checkbox"/> 保育園でのイベント写真 <input type="checkbox"/> 保育園で作った作品の写真 <input type="checkbox"/> 保育園とやり取りするお便り帳などの写し <input type="checkbox"/> 卒園アルバムや集合写真 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

年 月 日 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(本人以外の場合は、続柄: )

※ 氏名の欄は、署名（自署）をしてください。

第3号様式（第12条関係）

藤沢市長

胸部X線写真取得費用申出書

次のとおり、アスベスト検診の読影に使用する胸部X線写真の取得に要した費用を申し出ます。

取得に要した費用	円
(内訳)	<input type="checkbox"/> 複写手数料 円 <input type="checkbox"/> 撮影料 円 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
取得した医療機関等	
胸部X線写真の撮影日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

年 月 日 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 氏名の欄は、署名（自署）をしてください。

第4号様式（第12条関係）

藤沢市長

アスベスト関連疾患検診受診報告書

次のとおり、藤沢市が行うレントゲン撮影機会に参加したので、報告します。

撮影機会の日時	年 月 日
撮影機会の場所	

年 月 日 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 氏名の欄は、署名（自署）をしてください。

第5号様式（第16条関係）

藤沢市長

アスベスト健康被害対策補償・給付申出書

次のとおり、アスベスト関連疾患と診断されたので、医療機関等の診断書等を添えて、申し出ます。

診断日	年 月 日
診断した医療機関等	
病名	<input type="checkbox"/> 中皮腫 <input type="checkbox"/> 原発性肺がん <input type="checkbox"/> びまん性胸膜肥厚 <input type="checkbox"/> 良性石綿胸水 <input type="checkbox"/> 国際がん研究機関（IARC）が アスベスト関連疾患と認めるもの
添付書類	<input type="checkbox"/> 医療機関等の診断書 <input type="checkbox"/> 職歴・家族歴・居住歴申出書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

年 月 日 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 氏名の欄は、署名（自署）をしてください。

第6号様式（第16条関係）

藤沢市長

職歴・家族歴・居住歴申出書

次のとおり、職歴・家族歴・居住歴を申し出ます。また、記載内容及びそれに関連する事項について、市が専門家に依頼し、調査することに同意します。

1 職歴

在籍期間	職種	事業所名・所在地	事業所での石綿の取扱
年 月 ～ 年 月			有・無
年 月 ～ 年 月			有・無
年 月 ～ 年 月			有・無
年 月 ～ 年 月			有・無

2 家族歴

ご家族の中にアスベストを扱う仕事をしていて、作業着を持ち帰っていたなど、ご家庭にアスベストを持ち込む状況がある場合はご記入ください。

氏名	続柄	事業所名	当該状況の期間
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月

### 3 居住歴

居住期間	住所
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	

年 月 日 住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 氏名の欄は、署名（自署）をしてください。

第7号様式（第18条関係）

年 月 日  
( 年 )

様

藤沢市長

アスベスト健康被害対策補償・給付決定通知書

年 月 日付けで申出のありましたアスベスト健康被害  
対策補償・給付について、次のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 補償制度の対象とし、  (内訳) として、  円を支払います。  円
<input type="checkbox"/> 給付制度の対象とし、1,000,000円を支払います。
<input type="checkbox"/> 補償制度及び給付制度の対象外です。
※判定理由
教示文記載欄

以 上  
(事務担当)  
藤沢市 保育課  
Tel 0466-50-3526  
Fax 0466-50-8416

藤沢市長

アスベスト健康被害対策見舞金申請書

次のとおり申請します。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
住 所	〒  電話 ( )
添付書類 (本人確認書類) ※氏名、生年月日、 住所が確認できる もの	<input type="checkbox"/> 運転免許証の写し <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（表面）の写し <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）の写し <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 氏名の欄は、署名（自署）をしてください。



第9号様式（第24条関係）

年 月 日  
( 年)

様

藤沢市長

アスベスト健康対策見舞金決定通知書

年 月 日付けで申請いただきましたアスベスト健康被害対策見舞金について、次のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 見舞金の対象とし、10,000円を支給します。
<input type="checkbox"/> 見舞金の対象外です。
※対象外とした理由

以 上

(事務担当)

藤沢市 保育課

Tel 0466-50-3526

Fax 0466-50-8416

### 浜見保育園アスベスト事案に対する本市の考え方への意見等

9月の子ども文教常任委員会及び園児・保護者説明会等においていただいた主な意見と対応については、次のとおりです。

主な意見	対応
名簿がない期間の園児をどのように捜すのか。	昭和47年の開園から平成19年の発生源の除去までの期間の園児について、広報やホームページ等での情報発信により情報収集に努め、在園管理台帳の整備を行います。
対象者への周知が積極的ではない。	藤沢市のホームページのトップページから、当面、浜見保育園アスベスト事案に関する情報にアクセスできるようにしました。 また、新聞等への広告掲載や病院等へのポスター張りも検討しています。
客観的な在園の証拠を自分で持っていない場合はどうするのか。	在園名簿が存在しないことなどにより、在園したことの特定が困難な場合に備えて、複数の証言により特定するなどの基準を予め定めます。
海外にいる場合は、検診をどうしたら良いのか。	海外など、本市から遠い場所に居住している園児も含め、計画的に検診を受けられるよう、予め検診計画を策定し、アスベストニュースレター等で周知します。
精神的な疾患になった場合は、補償の対象になるのか。	これまでも、検診の際に臨床心理士による面談を実施していますが、補償の対象にするのかについては、今後、藤沢市石綿関連疾患対策委員会とも協議してまいります。

上記の内容を踏まえ、藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要へ、次の項目を追加しました。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 在園管理台帳の整備    | 要綱第4条    |
| (2) 在園に係る確認基準の策定 | 要綱第5条    |
| (3) 検診計画の事前策定    | 要綱第8条第2項 |

以上

## 浜見保育園在園に係る確認基準（案）

浜見保育園に昭和47年4月から平成19年8月までの期間に在園したものの、市に在園当時の名簿が存在しないことなどにより、在園したことの特定が困難な場合は、園児又は保護者等から提出を受けた確認材料及びこの確認基準に基づき、保育課において在園確認をする。

### 1 確認材料

在園確認申出書（第2号様式）及び次に掲げる在園を証明する資料を確認材料として、提出を求めるものとする。

#### （1）浜見保育園と本人を関連付ける書類等

（例）保育園とやり取りするお便り帳などの写し  
保育園で作った作品の写真

#### （2）浜見保育園と本人を関連付ける画像

（例）卒園アルバムの写し  
集合写真の写し  
保育園でのイベント写真の写し

#### （3）浜見保育園と本人を関連付ける証言等

（1）又は（2）を補完する場合並びに（1）及び（2）の資料がない場合は次のものを確認材料とする。

（例）在園時の友人やその保護者などの第三者からの、在園証言を記載した文書  
本人又はその保護者からの、在園時における出来事や友達の名前等を記載した文書

### 2 確認基準

保育課は、次の確認基準に基づき、在園の確認を行うものとする。

(1) 確認基準1「浜見保育園に関する資料」

提出を受けた資料は、本当に浜見保育園に関するものか。

ア 認定の視点

(ア) 書類等及び画像が、他の園児からの提出物と矛盾しないか。

(イ) 証言等が他の園児の情報と矛盾しないか。

(2) 確認基準2「在園の期間」

昭和47年4月から平成19年8月までの期間の在園か。

ア 認定の視点

(ア) 書類等、画像及び証言等から得られる期間は、該当するか。

(イ) 在園申出書によって同意を取り、調査した結果の期間は、該当するか。

3 認定結果

保育課は、2つ以上の確認材料が、浜見保育園に関する資料であり、かつ、昭和47年4月から平成19年8月までの期間の在園を示すものである場合は、在園を認定し、在園管理台帳（第1号様式）に記載するものとする。

附 則

この基準は、平成30年12月21日から施行する。

## 浜見保育園アスベストばく露に係る起因性の判定基準（案）

アスベスト関連疾患を発症した園児の当該疾患（以下「疾患」という。）と浜見保育園におけるアスベストのばく露（以下「浜見保育園アスベストばく露」という。）の起因性について、収集した判定材料及びこの判定基準に基づき、藤沢市石綿関連疾患認定部会（以下「認定部会」という。）において判定するものとする。

## 1 判定材料

市は、浜見保育園アスベストばく露との起因性を判定するため、次に掲げる書類を集め、認定部会に提出するものとする。

## (1) 申出者からの提供

市は、申出者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

ア 医療機関等の診断書

イ 職歴・家族歴・居住歴申出書（第6号様式）

## (2) 市が収集

市は、職歴・家族歴・居住歴申出書に記載された内容及びそれに関連する事項についての調査を弁護士等の専門家に依頼し、申出者に係る調査資料を作成するものとする。

## 2 判定基準

認定部会は、医療機関等の診断書の内容に疑義はないか確認の上、次の判定基準に基づき、疾患と浜見保育園アスベストばく露との起因性の判定を行うものとする。

## (1) 判定基準1 「職業上のばく露」

業務上の広い意味の災害として、職業上、いわゆる発がん物質（アスベストを含む。）を摂取、あるいはばく露をして、明らかにそれを原因として疾患を発症した場合に該当するか。

#### ア 判定の視点

(ア) 職歴から、アスベストばく露の可能性のある職歴があり、かつ、発症の可能性があるか。

(イ) 家族歴から、アスベストばく露の可能性のある家族の職歴があり、かつ、発症の可能性があるか。

(ウ) 居住歴から、アスベストばく露の可能性のある要因があり、かつ、期間等の条件から発症の可能性があるか。

#### (2) 判定基準2「事故等のばく露」

偶発的に遭遇した事故あるいは災害というべき発がん物質の摂取あるいはばく露によって、肺がん等を発症したことが明らかな場合に該当するか。

#### ア 判定の視点

(ア) 本人からの情報や調査資料により、アスベストばく露の可能性のある事故や災害等があり、かつ、発症の可能性があるか。

#### 3 判定結果

認定部会は、判定基準に基づき判定した結果、「起因性あり」、「起因性なし」又は「起因性不明」の3区分に分けるものとする。

#### 4 判定基準等の見直し

市は、医療技術の進歩により、新たな判定手法の開発があった場合には、藤沢市石綿関連疾患対策委員会の意見を踏まえて、判定基準及び判定材料を見直すものとする。

#### 附 則

この基準は、平成30年12月21日から施行する。

## 平成30年度 浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診スケジュール(案)

H30年 12月23日  
(日)

浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診説明会開催  
医師、心理士、専門家による希望者への個別相談会を同日開催

対象者 昭和47年4月から昭和60年2月まで在園していた方及び保護者

説明会内容 ①事実関係  
②新たな検診制度について  
③リスク、疾患について  
④心理相談について  
⑤今年度検診案内

説明会

1回目 午後2時～3時30分

個別相談会(希望者)

【医療相談、心理相談】 午後3時30分～5時

2回目 午後5時～6時30分

【リスク評価の相談】 午後6時30分～7時30分

H31年 1月上旬

第1回 藤沢市石綿関連疾患検診・健康相談部会開催

1月中旬

検診案内送付

2月上旬

検診申し込み提出締切

2月下旬  
(平日)

市主催の検診(胸部X線撮影)実施  
(場所は調整中)

3月3日  
(日)

市主催の検診(胸部X線撮影)実施  
(場所は調整中)

3月中旬

第2回 藤沢市石綿関連疾患検診・健康相談部会開催(読影)  
(会場は調整中)

3月下旬

検診結果通知発送